

本校の教育課程

1 教育課程編成の基本方針

- (1) 法令及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、「特別支援学校高等部学習指導要領」を基準とする。
- (2) 本校の教育目標を踏まえる。
- (3) 児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を考慮する。
- (4) 地域や学校の実態を考慮して、適切な教育課程を編成する。
- (5) 学習指導要領の研究を続け、授業実践の評価・改善を行いながら、PDCAサイクルを意識して計画的に改訂を行う。

2 教育課程の編成・実施に当たっての配慮すべき事項

- (1) 本校の児童生徒の実態を考慮した授業を行う。
- (2) 週授業時数を次のとおりとする。

*単位は時間

学年 課程	小学部						中学部			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
A	25	26	28	29	29	29	29	29	29	30	30	30
B	25	26	28	29	29	29	29	29	29	/	/	/
C	25	26	28	29	29	29	29	29	29	30	30	30
D												
E	全学部6時間(1日あたり2時間を3回)											

- (3) 教育課程は、基礎的・基本的な事項を重視するとともに、児童生徒の障害の状態や病状等の実態を考慮し編成する。
- (4) 小・中・高等部の指導の一貫性・系統性を図るため、教科等部会を実施し、指導内容や題材配列、時数等を編成する。
- (5) 個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成し、個々の教育的ニーズに応じた指導を行う。
- (6) 各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習・探究の時間について、指導内容相互の関連を図り、効果的に学習を進めるようにする。
- (7) 教育活動全体を通して、自立活動と密接に関連させて指導を行う。また、自立活動の指導は、児童生徒が関係する機関と十分な連携を図り、実施されている機能訓練や日常生活の留意点等を参考にしながら指導する。
- (8) 地域や学校、児童生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習、総合的な探求の時間を適切に展開できるように配慮する。
- (9) ベッドサイド授業や在宅での授業を必要とする児童生徒に対しては、病状や健康状態等を考慮して各教科等を合わせた指導や領域別の指導を行い、指導内容や授業時数等については弾力的に取り扱う。
- (10) 祝日、振替休業日、週休日の振替等により、35回の確保が困難と思われる曜日については、他の曜日と振り替え、授業時数を確保する。
- (11) 感染症等による臨時休業や行事等が中止になった場合、又は、行事等の時期や内容が変更になった場合には、児童生徒の発達段階や指導内容の系統性、関連性を踏まえながら、指導計画の時期を入れ替えたり、内容や時数を変更したりするなど、その都度、検討し実施する。